

◎卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は現行と改正案の相違部分、網掛け部分は改正案と修正案の相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、卸売市場が食品等の流通（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号））第二条第二項に規定する食品等の流通をい（う。）において生鮮食品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食品等の合理的な価格の形成その他の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、卸売市場が食品等の流通（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号））第二条第二項に規定する食品等の流通をい（う。）において生鮮食品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。</p>

